

京都市聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）（以下「本事業」という。）における助成金の交付等に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、加齢に伴い聴力機能が低下（以下「加齢性難聴」という。）している高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、補聴器の適切な使用を促進することにより、コミュニケーション能力の維持・向上を図り、介護予防や社会参加の促進及び認知機能低下の抑制に資すること、また、加齢性難聴に関する市民の理解を深め、加齢性難聴の高齢者の早期発見につなげることを目的とする。

（用語）

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 補聴器

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1機械器具の項第73号に掲げる補聴器をいう。

(2) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。

(3) 地域介護予防推進センター（以下「推進センター」という。）

京都市地域介護予防推進事業実施要綱第8条に基づき本市が委託設置する施設をいう。

(4) 介護予防

要介護状態等になることの予防又は軽減若しくは悪化の防止をいう。

(5) 補聴器相談医

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が定める「日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器キーパーソンおよび日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医規則（平成22年11月5日制定）」に基づき、当該学会理事長から委嘱された耳鼻咽喉科専門医をいう。

(6) 補聴器適合判定医師

厚生労働省が主催する「補聴器適合判定医師研修会」を修了した医師をいう。

(7) 協力医療機関

京都府内において、補聴器相談医又は補聴器適合判定医師を配置する医療機関のうち、この要綱による事業に協力することに同意した医療機関をいう。

(8) 認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が定める「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合し、補聴器を販売していると認定され、当該協会の認定補聴器専門店登録簿に登録され、認定証書を交付されている補聴器販売店をいう。

(9) 認定補聴器技能者

公益財団法人テクノエイド協会が定める「認定補聴器技能者養成要綱」に基づき実施される養成課程講習会を修了し、認定補聴器技能者認定試験に合格し、認定補聴器技能者登録簿に登録されている者をいう。

(10) 対象補聴器販売店等

京都府内において、次のいずれかに該当する補聴器販売店等をいう。

ア 認定補聴器専門店

イ 認定補聴器技能者による補聴器の調整及び販売を行う店舗又は協力医療機関

ウ 言語聴覚士による補聴器の調整及び販売を行う協力医療機関

(助成対象者)

第4条 この助成の対象は、身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付を受けていない者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 申請時に京都市内に住所を有する者で、かつ補聴器の購入日において満65歳以上の者。
- (2) 推進センターが実施する加齢性難聴に関する理解を深めるための介護予防講座に参加した者。
- (3) 協力医療機関の補聴器相談医又は補聴器適合判定医師により補聴器が必要と判断された者。
- (4) 対象補聴器販売店等で補聴器を購入後又は購入のための試用期間中に、補聴器を装用し、推進センターが実施する運動器機能の向上その他の介護予防プログラム等に参加した者。
- (5) 対象補聴器販売店等で補聴器を購入後又は購入のための試用期間中に、認定補聴器技能者による補聴器の調整を受けた者。ただし、協力医療機関で購入する場合は、言語聴覚士による調整を受けた者を含む。

2 前項第2号の規定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ市長が認めた者に限り、市長が指定するオンライン講座等の受講により要件を満たしたものとみなすことができる。

- (1) 介護保険法第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者で健康上の理由により前項第2号の介護予防講座を受講できない者。
- (2) 就労の理由により前項第2号の介護予防講座を受講できない者。
- (3) その他やむを得ない理由により前項第2号の介護予防講座を受講できない者。

3 第1項第2号の規定及び前項の規定は、協力医療機関から同等の説明を受けたことが確認できる場合は、要件を満たしたものとみなすことができる。

4 第1項第4号の規定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつその取

組が介護予防や社会参加活動に該当している又は介護予防プログラム等に参加できないと市長が認めた者に限り、当該要件を満たしたものとみなすことができる。

(1) 介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付の対象となるサービスを定期的に利用している者。

(2) 週1日以上就労している者。

(3) 推進センターが支援する通いの場に定期的に参加している者。

(4) 別表の地域に居住し、かつ公共交通機関を利用して第1項第4号の介護予防プログラム等の実施場所に行くことが困難な者であって、定期的に介護予防又は社会参加活動に取り組んでいる者。

(5) その他やむを得ない理由により参加できない者。

5 前各項の規定にかかわらず、この要綱による助成を受け、当該交付の決定日から5年を経過していない者については、対象者とししない。

(助成対象費用)

第5条 助成の対象となる費用は、対象者が対象補聴器販売店等で購入した補聴器本体に係る費用とする。

2 修理、部品交換及び調整等に要する費用、補聴器に関する附属品単体の購入に要する費用、診察料、検査料、証明書料、送料及びその他の補聴器本体以外に係る費用は、助成の対象とししない。

(助成金額)

第6条 助成金額は、助成対象費用の2分の1以内の額とし、片耳・両耳にかかわらず3万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条各項に規定する要件を満たした後に、「京都市聞こえの応援事業助成金交付申請書兼請求書」（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第1項第2号に規定する介護予防講座を受講したことが確認できる書類。ただし、第4条第2項又は同条第3項の規定により要件を満たしたものとみなす場合は、当該要件を満たしたことが確認できる書類。

(2) 協力医療機関の補聴器相談医又は補聴器適合判定医師が作成した意見書及び聴力検査結果の写し。

(3) 補聴器購入に係る領収書の写し（店舗名、補聴器の購入日、価格が記載されているもので、前号の意見書の内容に応じて購入した補聴器に係るものに限る。）

(4) 対象補聴器販売店等が作成した認定補聴器技能者又は言語聴覚士（協力医療機関で購入した場合に限る。）の氏名、購入した補聴器の医療機器認証番号、補聴器の調整実施日が確認できる書類。

(5) 第4条第1項第4号に規定する介護予防プログラム等に参加したことが確認できる書類。ただし、同条第4項の規定により要件を満たしたものとみなす場合は、当該要件を満たしたことが確認できる書類。

(6) その他市長が必要と認める書類。

2 前項第2号に掲げる意見書は、補聴器の購入日又は試用開始日のいずれか早い日から起算し、その前6か月以内に作成されたものでなければならない。

3 第1項の規定による申請書兼請求書は、補聴器を購入した翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、原則として30日以内に、条例第10条各項に基づき交付又は不交付を決定する。

2 市長は、当該申請に係る書類を審査し、交付を決定したときは、条例第12条の規定に基づき、「京都市聞こえの応援事業助成金交付決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

3 市長は、当該申請に係る書類を審査し、不交付を決定したときは、条例第12条の規定に基づき、「京都市聞こえの応援事業助成金不交付決定通知書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(協力の義務)

第9条 申請者は、本事業の適正な運営を図るため市長が行う調査に協力しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けたものと認めたときは、当該交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成金を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第12条 市長は、助成金の交付決定に係る調査又は過去に交付した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請書兼請求書で取得している同意の範囲内で、官公署、協力医療機関、対象補聴器販売店等、その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以降に対象補聴器販売店等で補聴器を購入した者について適用する。
- 2 第 4 条第 1 項第 2 号から第 5 号、同条第 2 項から第 4 項の要件を満たすために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表

行政区	適用地域
北区	小野郷学区、中川学区、雲ヶ畑学区
左京区	久多学区、花背学区、広河原学区、大原学区（古知平以北）
右京区	京北学区、水尾学区、宕陰学区、 高雄学区（清滝川以西に限る。）、嵯峨学区（清滝川以西に限る。）
西京区	大原野外畑町及び大原野出灰町の地域
伏見区	陀羅谷の地域

（宛先）京都市長

京都市聞こえの応援事業助成金交付申請書兼請求書

京都市聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、助成金交付の事務に必要な範囲で、京都市が申請者の住民基本台帳の登録状況、身体障害者手帳の交付状況を調査、閲覧すること、助成要件の適合状況の確認のため各関係機関に対して問い合わせることに同意します。

申請者 （助成対象者）	ふりがな		生年月日	大正・昭和 年 月 日 （満 歳）	
	氏名				
	住所	〒 京都市 区			
	電話番号	（ ） —			
	確認項目	☐ 身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付を受けていない。 ☐ 過去5年以内に本事業の助成を受けていない。			
助成金額	購入費用 （ア）	アの1／2の額 （イ）	上限額 （ウ）	交付申請兼請求額 （イ又はウのどちらか少ない額）	
	円	円	30,000円	円	

振込先口座 ※ 原則、申請者名義の口座を記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所					
預金種別	普通・当座	口座番号						
口座名義	(フリガナ)							

<添付書類>

- (1) 要綱第4条第1項第2号に規定する介護予防講座を受講したことが確認できる書類（第4条第2項又は同条第3項により要件を満たしたものとみなす場合は、当該要件を満たしことが確認できる書類）
- (2) 協力医療機関の補聴器相談医又は補聴器適合判定医師が作成した意見書及び聴力検査結果の写し
- (3) 対象補聴器販売店等で購入した補聴器購入に係る領収書の写し（店舗名、補聴器の購入日、価格が記載されているもので、(2)の意見書の内容に応じて購入した補聴器に係るものに限る。）
- (4) 対象補聴器販売店等が作成した認定補聴器技能者又は言語聴覚士（協力医療機関で購入した場合に限る。）の氏名、購入した補聴器の医療機器認証番号、補聴器の調整実施日が確認できる書類
- (5) 要綱第4条第1項第4号に規定する介護予防プログラム等に参加したことが確認できる書類（第4条第4項により要件を満たしたものとみなす場合は、当該要件を満たしことが確認できる書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市聞こえの応援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市聞こえの応援事業助成金については、審査の結果、次のとおり交付することを決定しましたので、京都市聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

交付決定額	円
-------	---

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市聞こえの応援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市聞こえの応援事業助成金については、審査の結果、不交付とすることを決定しましたので、京都市聞こえの応援事業（加齢性難聴者の補聴器購入助成）実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

〔不交付理由〕

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。